

## 山口県営繕工事検査技術基準（案）

この基準は、工事技術検査実施要綱第4条に規定する技術検査を行うにあたって必要な技術基準を定めたものである。

### 1 目的

この技術基準は、別に定めがある場合を除くほか、山口県土木建築部が発注する営繕工事（以下「工事」という。）の検査に必要な技術的事項を定め、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

### 2 検査の内容

検査は、当該工事の出来高を対象として、実地（遠隔臨場を含む（以下「実地」という。））において行うものとし、契約書及び設計図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判断を行うものとする。

### 3 工事実施状況の検査

工事実施状況の検査は、契約書等の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況、施工体制等の工事管理状況に関する各種記録（写真、電子媒体による記録を含む（以下「各種の記録」という。））と、契約書及び設計図書とを対比し、別表に掲げる事項に留意して行うものとする。

### 4 出来形の検査

出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し行うものとする。

ただし、外部からの観察、出来形図及び写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、検査職員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

### 5 品質の検査

品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し行うものとする。

ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料及び写真等により当該品質の適否を判断することが困難な場合は、検査職員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

### 6 出来ばえの検査

出来ばえの検査は、全般的な仕上がり状態を勘案し、通り、形状、配置及び関連工事等（契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事をいう。）との調和などについて、目視、観察により行うものとする。

## 附 則

この基準は、平成14年 4月 1日から適用する。

この基準は、令和 6年 8月 1日から適用する。

別表 工事の実施状況の検査留意事項

項目		関係書類	内容
1	契約書等の履行状況	契約書、仕様書	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況その他契約書等の履行状況（他に掲げるものを除く。）
2	工事施工状況	施工計画書、工事打合せ簿、その他関係書類	施工方法、関連工事等（注）との調整、現場管理状況
3	工程管理	実施工程表、工事打合せ簿	工程管理状況及び進捗内容
4	安全管理	契約書、設計図書、工事打合せ簿	安全管理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況
5	施工体制	施工計画書、施工体制台帳	適正な施工体制の確保状況

注) 第6に示す工事をいう。